**平成２２年（フ）第７３号**
茨城県神栖市太田4155番地５
債務者　坂尾　　博
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２２年（フ）第９３号**
茨城県行方市浜624番地１
債務者　望月久美子
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２２年（フ）第９７号**
茨城県鹿嶋市宮津台139番地12
債務者　小野寺一也
１　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２２年（フ）第２８２号**
山梨県甲府市和田町771番地
債務者　平出　幸惠
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２８４号**
山梨県甲府市善光寺２丁目８番10号エルヴィーナ甲府304
債務者　清水　正彦
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２９４号**
山梨県南アルプス市徳永１番地４　コーポラス勇210
債務者　山田　芳秀
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２９９号**
山梨県山梨市一町田中200番地―Ａ―660
債務者　山岸みゆき
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３０２号**
山梨県甲府市堀之内町793番地パナハイツ小沢Ｃ202
債務者　大石　昭彦
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３１１号**
山梨県甲府市城東４丁目２番６号
債務者　天野　晃史
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第９８２号**
京都市上京区大宮通鞍馬口上る若宮横町132番地
債務者　斉藤こと斎藤こと齋藤こと　齋藤　登
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第９８９号**
京都市北区大北山原谷乾町36番地106
債務者　戸松　理沙（旧姓梅田）
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０１０号**
京都市山科区御陵封ジ山町７―40　パインフィールド日ノ岡203号、住民票上の住所京都市上京区松屋町通出水上る南清水町134番地28
債務者　森永　和樹
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０１５号**
京都市伏見区深草中ノ島町39番地18
債務者　正田　英子
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０７２号**
京都府八幡市男山香呂１番地　Ａ27―408
債務者　松島　優美
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１０７７号**
京都市右京区西院乾町44番地
債務者　渡邊　良二
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１６４号**
京都市下京区西七条西八反田町７番地　ウエスト８　107号
債務者　和田　真実
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１７８号**
京都府八幡市橋本尻江１番地の４
債務者　岡田　義孝
１　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係